



「港区成年後見制度利用促進事業」は、区から港区社会福祉協議会が委託を受け実施しています。

成年後見利用支援センターサポートみなと 令和元年度事業報告

昨年度の相談件数は？ 2,332件

本人属性内訳：高齢者 76%、精神障害者 12%、知的障害者 3%、その他 9%

相談の種類内訳：電話 77%、訪問 13%、来所 5%、その他 5%

一般相談例：「申立てを考えているが書き方がわからない」「身近に心配な人がいるがどう進めたらよいか」「後見人候補者を紹介してほしい」等

実務支援例：「後見人の対応について気になる点がある」等

後見人候補者推薦件数は？ 60件

内訳：司法書士 38件、弁護士 13件、社会福祉士 7件、
社会貢献型後見人 2件

専門職後見人の紹介が必要な場合に、候補者を推薦しています



八杖弁護士コラム～国の動向と港区の状況

国の5カ年の「成年後見制度利用促進基本計画」も折返点を過ぎ、後半（4年目）に突入しました。計画の前半は、各自治体において利用促進のための「中核機関」の設置や「基本計画」の策定などハード面の整備が中心でした。港区でも、都内の他自治体に先立ち、平成30年12月、区役所及び「サポートみなと」を中核機関として設置、様々な立場にある区民の皆さんのご意見を踏まえ「港区成年後見利用促進基本計画」を作りました。計画の後半では、この整備した枠組みに魂を込め、制度を必要としている皆さんに実際に利用してもらえるようにすることが目標です。港区内でもコロナ感染症による特別定額給付金が支給されますが、判断能力低下のため、手続をとることができない人がいます。せっかく支給されても、口座から引き出せなかったり、盗られてしまう人もいます。今年度は、制度を必要とする人が気軽に相談でき、必要な人を制度に繋げることができるよう「地域連携ネットワーク」の充実に取組みます。

皆さんの地域でもネットワーク作りの様々な取組みが行われていますので、見つけたら是非ご参加下さい。（弁護士 八杖友一）

* 「日弁連高齢者障害者権利支援センター」事務局長、
港区社会福祉協議会成年後見利用支援センター アドバイザー弁護士



お知らせ

◆港区成年後見制度利用促進基本計画の見直しを進めています

平成30年12月に策定した「港区成年後見制度利用促進基本計画」では6年間の計画を定めていますが、中間年にあたる本年度、国等の動向や港区の現状を踏まえて更なる推進を図る見直しを行います。



◆裁判所関係



令和2年4月1日から、成年後見の申立て書類が全国統一の様式に変更されました。申立ての手引き、ハンドブックも変更されていますのでお確かめください。
東京家庭裁判所ホームページ↓

<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html>

◆10万円の特別定額給付金について



まだの方は
お早めに！

港区では申請受付が8月25日までとなっています。入院・入所中などにより自宅に居ない方については、入院・入所先へ申請用紙などを送付することも可能となっています。身近に手続きができていない方がいる等心配なことがありましたら、港区特別定額給付金コールセンターへお問い合わせください。 ☎03-6730-9401

サポートみなとをご紹介

「成年後見利用支援センター **サポートみなと**」では、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の権利擁護に関するさまざまな相談をお受けしています。

電話相談だけでなく、訪問による相談も行っています。また、月2回弁護士による専門相談もありますのでお気軽にご相談ください。



よろしく
お願い
いたします！

【ご相談・問い合わせ】

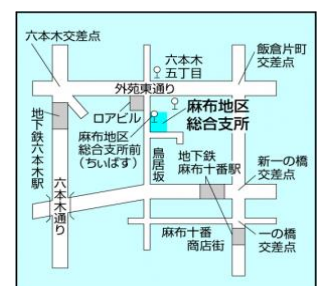
港区社会福祉協議会 成年後見利用支援センター **サポートみなと**

住所 〒106-0032 港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2階

電話 03-6230-0283 Fax 03-6230-0285

URL: <http://www.minato-cosw.net/service/seinenkoken/>

月～金曜日（年末年始・祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分



ちいばす麻布ルート・田町ルート「麻布地区総合支所前」徒歩0分